

都市計画法編

様式集

都市計画法編 目次

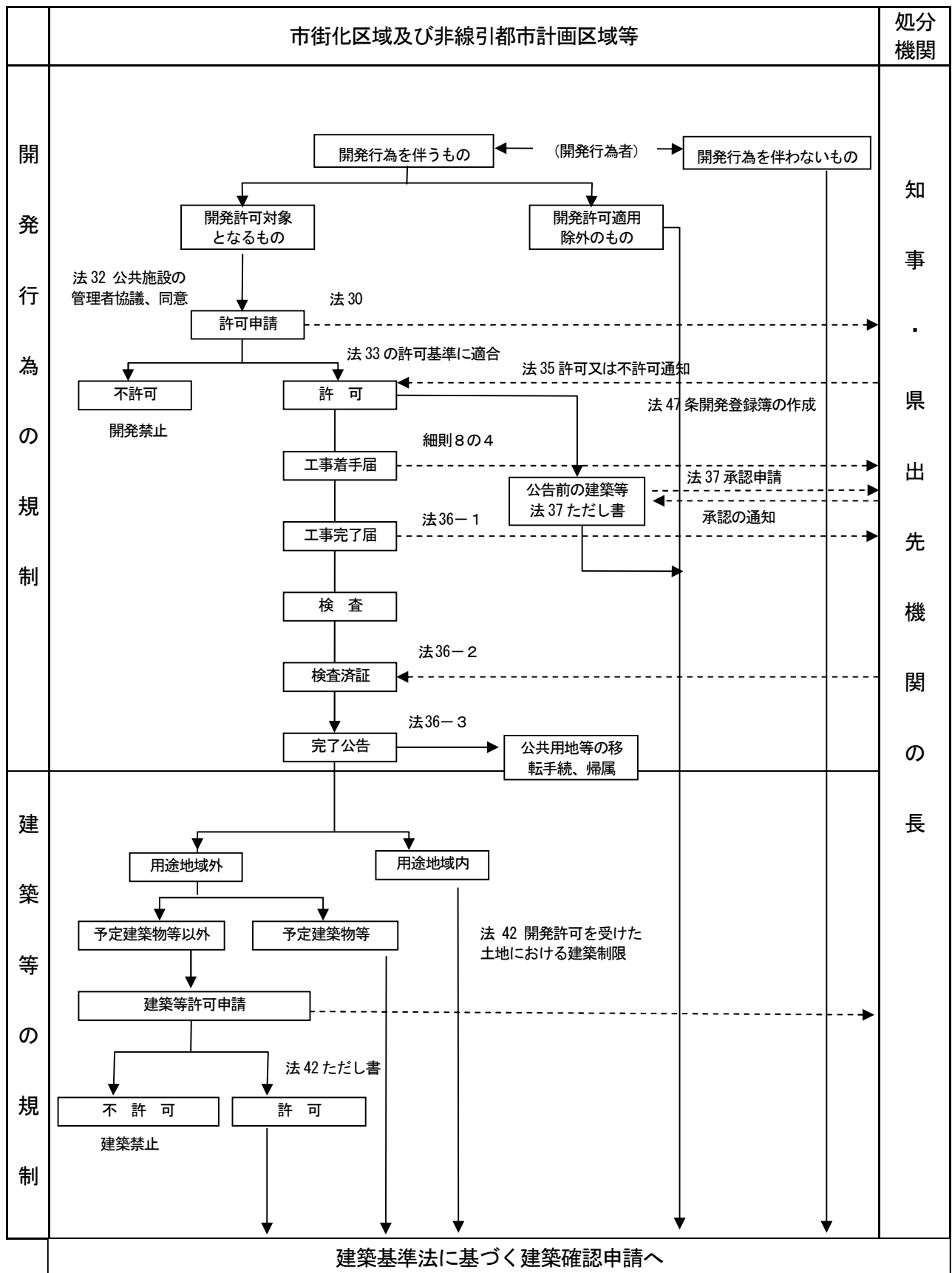
様式集

法第 30 条	(開発行為等の許可申請書の処理及び経由)	281
	(開発許可等の申請フロー)	282
法第 29 条	(開発行為許可申請様式)	284
法第 35 条の 2	(開発行為変更許可申請様式)	287
法第 34 条の 2	(開発協議申出様式)	290
	(変更協議申出様式)	292
	資金計画書	297
	設計説明書	298
	開発行為施行同意書	300
	開発行為に関する工事設計者の資格申告書	301
	開発行為の許可申請に対する意見書	302
法第 34 条第 13 号	(既存の権利者の届出書)	304
法第 35 条・79 条	(許可に対する条件)	306
	工事着手届出書	309
	開発行為に関する工事工程届	310
	開発許可済みの標識	311
法第 36 条	(工事完了届出様式)	312
法第 38 条	(開発行為の廃止届出様式)	317
法第 37 条	(工事完了公告以前の建築承認申請様式)	318
法第 41 条	(市街化調整区域内における建築物の特例許可申請様式)	320
法第 42 条	(予定建築物以外の建築許可申請様式)	322
法第 43 条	(都市計画法第 43 条による建築許可申請フロー及び申請様式)	324
法第 44 条・45 条	(許可承継届出様式及び開発許可承継承認申請様式)	329
法第 46 条・47 条	(開発登録簿様式並びに閲覧申請及び写しの交付申請様式)	332
省令第 60 条	(開発行為又は建築に関する証明書交付申請様式)	336
千葉県開発行為等規制細則	開発行為事前協議書	339
〃	都市計画法による命令の公示	342
〃	立入検査証	343

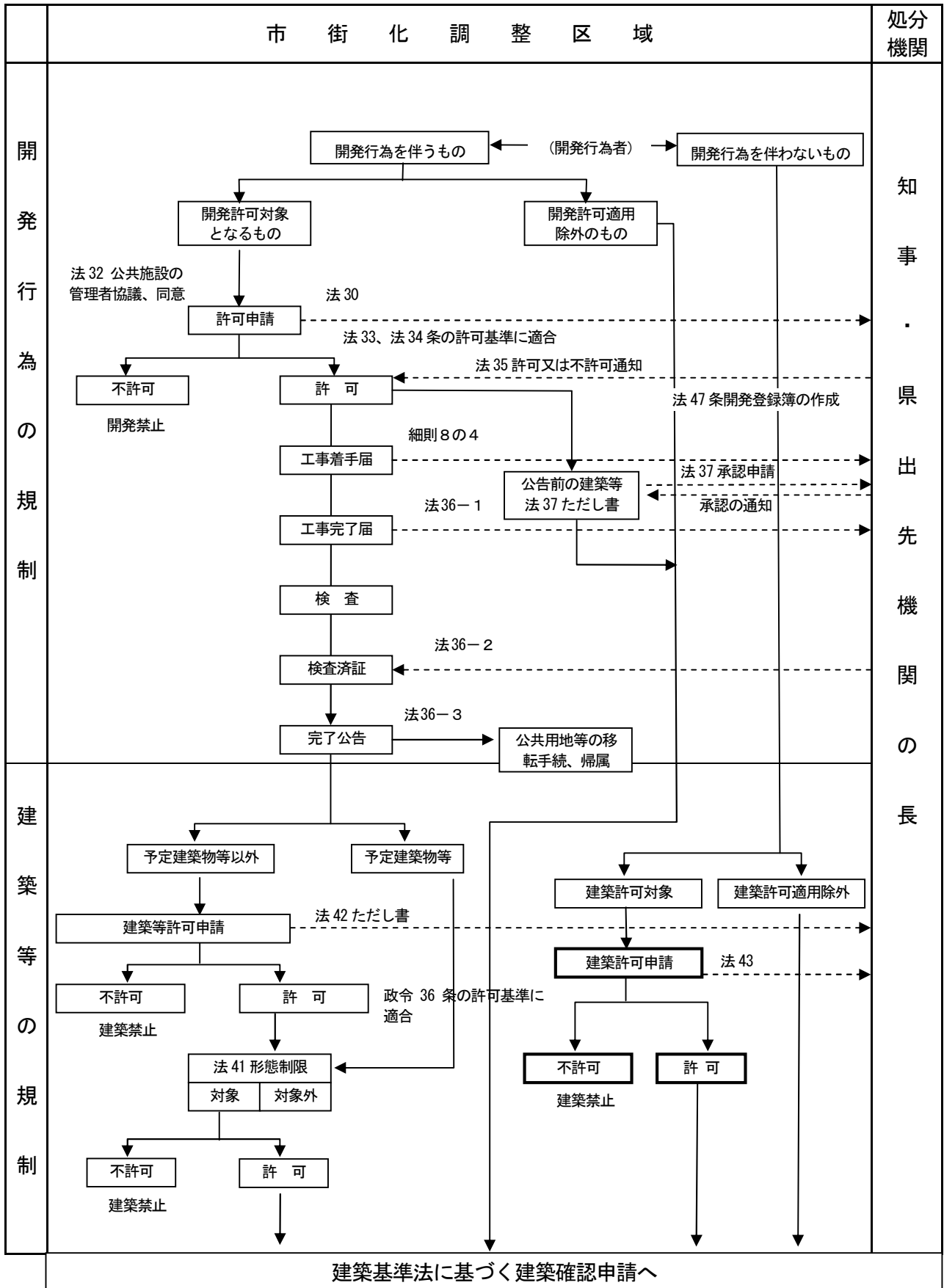
■開発行為等の許可申請書の処理及び経由

区分	事業の種類別	処理及び経由
(正一部・副二部) 県出先機関処理	(1) 1ヘクタール未満	<p>申請者 → 市町村 → (市町村長の意見書) → 県出先機関 → 開発審査会 (法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホに該当する場合) → (許可・不許可) → 申請者、市町村</p>
(正一部・副三部) 県土整備部都市計画課処理	(2) 1ヘクタール以上10ヘクタール未満	<p>申請者 → 市町村 → (市町村長の意見書) → 県出先機関 → 都市計画課 → 開発審査会 (法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホに該当する場合) → (許可・不許可) → 申請者、県出先機関、市町村</p>
(正一部・副三部) 県土整備部都市計画課処理	(3) 10ヘクタール以上	<p>事前協議申出、大規模開発連絡調整会議 → 申請者 → 市町村 → (市町村長の意見書) → 県出先機関 → 都市計画課 → 開発審査会 (法第34条第14号に該当する場合) → (許可・不許可) → 申請者、県出先機関、市町村</p>

■ 開発許可等の申請フロー
 〈市街化区域及び非線引都市計画区域等の場合〉



〈市街化調整区域の場合〉



開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 千葉県知事 様 許可申請者住所 氏名 ⑩		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

備 考

- 1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。
- 6 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 7 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第2項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 千葉県知事 様 許可申請者住所 氏名 ⑩		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日	第 号
※ 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 許 可 番 号	年 月 日	第 号

備 考

- 1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

(細則)

第五号様式の二 (第八条の二第一項)

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。		※ 手数料欄
年 月 日 千葉県知事 様 許可申請者住所 氏名 ㊞		
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 法第34条の該当号及び該当する理由	
	6 その他必要な事項	
開発許可の許可番号		
変更の理由		
※ 受付番号		
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可の許可番号		

備考

- 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
- 3 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 5 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(細則)

第五号様式の三 (第八条の三第一項)

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住 所

氏 名 印

都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発許可の許可番号 年 月 日 第 号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(様式例)

文 書 番 号
平成 年 月 日

千葉県知事 様

協議申出者 住所
氏名 印

開発行為の協議について

下記の開発行為について、都市計画法第34条の2第1項の規定により協議を申し出ます。
記

1 開発区域に含まれる地域の名称	
2 開発区域の面積	平方メートル
3 予定建築物等の用途	
4 工事施行者住所氏名	
5 工事着手予定年月日	年 月 日
6 工事完了予定年月日	年 月 日
7 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
8 法第34条の該当号等（その他 協議する理由）	
9 その他必要な事項	
※ 受付番号	
※ 協議成立に付した条件	
※ 回答文書番号	

【添付書類】 別紙

文 書 番 号
平成 年 月 日

様

千葉県知事
〇〇土木事務所長 印

開発行為の協議について（回答）

平成 年 月 日付け 第 号で申出のあった協議については、下記の条件を付して同意したので回答します。

記

1 協議申出者住所氏名	
2 開発区域に含まれる地域の名称	
3 開発区域の面積	平方メートル
4 予定建築物等の用途	
5 工事施行者住所氏名	
6 工事着手予定年月日	年 月 日
7 工事完了予定年月日	年 月 日
8 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
9 法第 34 条の該当号等（その他 協議する理由）	
10 その他必要な事項	
条 件	

文 書 番 号
平成 年 月 日

千葉県知事 様

協議申出者 住所
氏名 印

開発行為の変更について（協議）

都市計画法第 35 条の 2 第 4 項の規定により、開発行為の変更について協議を申し出ます。

記

1 開発区域に含まれる地域の名称	
2 開発区域の面積	平方メートル
3 予定建築物等の用途	
4 工事施行者住所氏名	
5 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
6 法第 34 条の該当号等（その他 協議する理由）	
7 その他必要な事項	
協議の回答文書番号	年 月 日 第 号
変更の理由	
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 変更協議成立に付した条件	
※ 変更協議の回答文書番号	年 月 日 第 号

■ 開発行為の協議の場合

- 1 開発行為に関する設計
 - (1) 設計説明書
 - ・設計の方針 ・開発区域内の土地の現況 ・土地利用計画
 - ・公共施設の整備計画 ・公共施設の管理者等に関する事項
 - (2) 設計図
 - ・現況図 ・土地利用計画図 ・造成計画平面図 ・造成計画断面図 ・道路縦横断面図
 - ・排水施設計画平面図 ・排水計画縦断面図 ・給水施設計画平面図
 - ・がけの断面図 ・擁壁の断面図
 - ・公図写し ・消防水利平面図 ・各種構造図
- 2 資金計画書（議会承認の写し等を含む）
- 3 公共施設管理者の同意書（法第32条第1項）
- 4 公共施設管理者協議書（法第32条第2項）
- 5 開発区域位置図
- 6 開発区域図
- 7 開発行為施行同意書（法第33条第1項第14号）
- 8 設計者の資格を証する書類
- 9 給水に関する書類
- 10 資力及び信用に関する書類
- 11 工事施行者の能力に関する書類
- 12 土地の登記事項証明書

千葉県知事 様

協議申出者 住所
氏名 印

予定建築物（特定工作物）以外の建築（建設）について（協議）
このことについて、都市計画法第 42 条第 2 項の規定により協議を申し出ます。

記

1 開発 協議 等の 概要	(1) 開発行為の協議を行った者の住所 及び氏名	
	(2) 開発行為の協議の番号及び年月日	
	(3) 開発行為の協議が成立した際の予 定建築物（特定工作物）	
2	建築等をしようとする土地の所在及び地番	
3	新築（新設）、改築又は用途の変更後の建築 物（特定工作物）の用途	
4	3の用途が都市計画法第 34 条に掲げる建築 物（特定工作物）のいずれに該当するかの 記載	
5	変更しようとする理由	

【添付図書】

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 配置図（500 分の 1 以上）
- (4) 平面図（200 分の 1 以上）
- (5) 2 面以上の立面図（200 分の 1 以上）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(様式例)

文 書 番 号
平成 年 月 日

千葉県知事 様

協議申出者 住所
氏名 印

建築物（第一種特定工作物）の新築（改築・用途の変更・新設）について（協議）
このことについて、都市計画法第 43 条第 3 項の規定により協議を申し出ます。

記

1 建築物を建築しようとする土地、用途を変更しようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第 34 条又は令第 36 条のいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載	
5 その他必要な事項	
※ 受付番号	
※ 協議成立に付した条件	
※ 回答文書番号	

【添付書類】

- (1) 付近見取図 (2500 分の 1 以上)
- (2) 敷地現況図 (100 分の 1 以上)
- (3) 位置図
- (4) 区域図

- (5) 配置図 (100 分の 1 以上)
- (6) 平面図 (100 分の 1 以上)
- (7) 2 面以上の立面図 (100 分の 1 以上)
- (8) 公図の写し及び土地の登記事項証明書
- (9) その他知事が必要と認める書類
 - ・ 建築理由書・都市計画図・敷地求積図 (100 分の 1 程度)・敷地断面図 (100 分の 1 程度)
 - ・ 排水施設の種類及び規模 (50 分の 1 以上)・がけ及び擁壁の断面図 (50 分の 1 以上)

その一

設 計 説 明 書

設 計 の 概 要

1 設計の方針						
2 土地の現況 (地目別概要)	区 分	宅 地	農 地	山 林	その他	計
	面 積					
	比 率					
3 土地利用計画	区 分	宅 地	公共用地	未利用地	その他	計
	面 積					
	比 率					
4 公共施設整備計画	区 分	道路敷地	水路および 下水道敷地	公園および 緑地等用地	消防用貯水 施設用地	その他
	面 積					
	比 率					
	都市計画 街 路			その他の都 市計画施設		
5 計画内容						
6 摘要						

備 考

- 1 面積は平方メートル、比率はパーセントを単位とする。
- 2 4 欄の比率は、3 欄の面積の合計に対する各公共施設の敷地面積の比率とする。
- 3 5 欄には、開発行為により設置される特定工作物の計画内容等を記載すること。
- 4 6 欄には、開発行為により設置される公益施設（学校、保育所、幼稚園、官公庁施設、購買施設、医療施設）の用地の面積等を記載すること。

その二

公共施設の管理者等に関する事項

種別	番号	概要			管理者	用地の 帰属	摘要
		幅員・寸法	延長 m	面積 m ²			

備考

- 1 番号は、施設の種類別に付すこと。
- 2 公共施設の次に公益施設を記載すること。
- 3 公共施設の摘要には、（新設）（付け替え）（拡巾）の別を記載し、新設以外の場合は、従前の施設の概要及び管理者を記載すること。

(細則) 第三号様式 (第七条第四項)

開 発 行 為 施 行 同 意 書

年 月 日

同意者 住 所

氏 名

⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

私(当法人)は、(開発許可申請者氏名)による開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施については、異議がないので、下記の土地又は工作物につき権利を有する者として同意します。

記

所 在 及 び 番	地 目 又 は 工 作 物 の 種 類	地 積 又 は 工 作 物 の 延 べ 面 積	権 利 の 種 類	摘 要

備 考

- 1 同意者とは、開発行為をしようとする土地若しくは開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある工作物の所有者、仮登記権者、抵当権者その他当該土地又は工作物の利用に関する権利を有する者とする。
- 2 印鑑証明書1部を添付すること。
- 3 (開発許可申請者氏名)には、該当する氏名又は名称を記載すること。

(細則)

第四号様式 (第七条第五項)

開発行為に関する工事設計者の資格申告書

千葉県知事							年 月 日	
様							住所	
申告者							氏名	
							Ⓜ	
次のとおり、設計者の資格について申告します。								
1 設計者の氏名及び生年月日		ふりがな ()			年 月 日 生			
2 最終学歴		(学校名) (学部名) (学科名)			卒業 年 月 中退			
3 現住所等		事務所電話番号 (- -) 自宅電話番号 (- -)						
4 資格、免許等								
5 実務 経 歴	(1) 職 務 経 歴	会社又は事務所名		職 務 内 容		期 間	年 数	年数計
							年	年
	(2) 工 事 及 び 設 計 経 歴	工 事 名		工 事 発注者名	工 事 施行場所	工 事 面積	実務 内容	期 間

備 考

- 1 申告者は、設計者が法人の従業員である場合は、当該法人とし、その他の場合は、設計者自身とする。
- 2 個人が申告する場合は、申告者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 3 2欄及び4欄については、それぞれ当該申告事項を証する書類を添付すること。
- 4 5欄については、知事が必要と認めるときは、当該申告事項を証する書類を添付すること。

様式その七

開発行為の許可申請に対する意見書

別紙申請にもとづく開発行為の許可申請の環境衛生対策についての意見は次のとおりです。

年 月 日

市 町 村 長

申請者（法人の場合は法人）住所及び氏名			
開発区域の名称		計 画 戸 数	
開発区域の面積		計画人口（年次別）	
ごみ収集処理対策の支障の有無		施設設置場所の公害の有無（放流場所、水源、媒煙等）	
し尿収集処理対策の支障の有無		上記環境衛生対策上の問題事項（県において解決を必要とする事項）	
汚水処理対策（下水処理を含む）の支障の有無		総 合 意 見	
水道対策の支障の有無（認可計画給水区域、人口、水源、新設拡張等）			

様式その八

開発行為の許可申請に対する意見書

本開発行為の許可申請に対し、次のとおり意見を付する。

年 月 日

所 長

建築確認に関する支障の有無	
公共施設管理者の同意 〔 県の管理する 道路、水路等 〕	
流 末 の 状 況	
接 続 道 路	
そ の 他 の 意 見	

既 存 の 権 利 者 の 届 出 書

年 月 日				
千葉県知事		様		
		住所 届出者 氏名		
		ⓐ		
都市計画法第 34 条第 13 号の規定により、次のとおり届け出ます。				
1 届 出 者 の 職 業 (法人にあっては、その業務の内容)				
2 届 出 に 係 る 土 地 の 表 示	所 在	地 番	地 目	
			地 積	
				m ²
3 市街化調整区域の決定又は 変更のあった年月日		年 月 日		
4 3の時期において土地又は 権利を有していた目的		居 住 用 ・ 業 務 用		
5 予 定 建 築 物 の 用 途				
6 権利の 内容	種 類	種 類		
	内 容	内 容		
7 権利を取得した年月日		年 月 日		
8 届出に係る土地に建築物を 建築又は第一種特定工作物 を建設しようとする際、開発 行為を伴う必要の有無		有 無		
※受付欄	区 分	市町村	事務所	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	番 号	第 号	第 号	

注 裏面の注意事項をよく読んでから記載すること。

(裏)

注 意 事 項

1 届出に関する注意事項

- (1) この届出書は、自己の居住又は業務の用に供する建築物を建築又は第一種特定工作物を建設する目的で都市計画法による市街化調整区域内の土地又は土地の利用に関する権利を有していた者が、その旨を当該市街化調整区域に関する都市計画の決定又は変更のあった日から6箇月以内に千葉県知事に届け出る場合に用いるものである。
- (2) 「自己の居住の用に供する」とは、自らの生活の本拠として使用することをいい、ここにいう自己とは自然人に限り、会社等の従業員宿舎又は組合が組合員に譲渡する住宅の建設のために行う行為等は含まない。
- (3) 「自己の業務の用に供する建築物」とは、分譲住宅及び賃貸住宅並びに賃貸用の事務所、倉庫及び店舗等を含まず、ホテル、旅館、結婚式場、中小企業協同組合の事業用共同施設及び会社等の従業員用福利厚生施設（従業員宿舎を除く。）を含む。
- (4) 届出に係る土地において開発行為を行うため農地法第5条の規定による許可を必要とする場合は、市街化調整区域となる前に当該許可を受けていなければならない。
- (5) 届出に係る土地に開発行為又は建築物の建築若しくは第一種特定工作物の建設を行う場合には、この届出をした上で別途に都市計画法第29条又は第43条の許可を受ける必要があるので留意すること。

2 記載上の注意

- (1) ※印のある欄には、記載しないこと。
- (2) 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより押印を省略することができる。
- (3) 4欄及び5欄の記載に当たっては、具体的な目的及び用途を記載すること。
- (4) 6欄のうち権利の内容の欄については、土地の利用に関する所有権以外の権利（地上権、借地権等）を有する場合にだけ記載すること。
- (5) 8欄の有無の記載について、農地等宅地以外の土地を宅地とする場合は、原則として開発行為を伴うもの（したがって、都市計画法第29条の許可すなわち開発許可を必要とする。）として取り扱われるので、これにより記載すること。

法第 79 条の規定による許可に対する条件（例文）は、下記のとおりである。

「例の 1」は、自己の居住用及び小規模な自己の業務の用に供する開発行為の許可に用いるものとし、「例の 2」は、その他の開発行為（宅地分譲目的等）に用いるものとする。

「例の 1」

（別 紙）

許 可 に 対 す る 条 件

当該許可に係る工事に着手したときは、別記様式その二により許可済みの標識を開発区域内の見やすい場所に表示すること。

「例の 2」

（別 紙）

許可に付する条件

1. 工事施行中は、危険、火災、風水害等の防止のために適切な措置を講ずること。特に、工事施行中の防災対策については、工事着手以前に関係機関と十分協議のうえ決定し、その旨を工事施行者等にも周知徹底させるとともに、警備態勢を確立し、防災に万全の措置を講ずること。
2. 工事の施行によって、道路、河川その他公共施設を損傷したとき、又は、開発（施行）区域の周辺地域の農林水産物等その他に被害を及ぼしたとき若しくは、人の生活環境が損なわれたときは、開発行為（宅地造成に關する工事）の許可を受けた者（以下「開発行為（宅地造成工事）施行者」という。）の責任において、補償又は原状回復を行なうこと。
3. 従前からある公共施設の廃止、付け替え等の工事の施行にあたっては、交通、用排水その他に危険、公害、混乱等を生じないように十分注意すること。
4. 工事の施行中において、当初設計の前提とした土質、地盤等に著しく相違した箇所が生じた場合には、その状況を遅滞なく報告すること。
5. 軟弱な土地の造成及び盛土の造成については、あらかじめ地質調査、地耐力試験・試験盛土等を十分に行い、地盤沈下等が起きないように措置し、その旨を遅滞なく報告すること。
盛土工事の施行に当たっては、盛土厚 0.3メートルごとに十分転圧を施すこと。
また、原地盤が急傾斜面の場合は、段切りのうえ盛土工事を行うこと。
6. 工事の施行に当たっては、工事管理者を現場に常駐させ、十分監督させること。
7. この許可にかかる工事を中止し、又は廃止する場合には、工事によって損われた公共施設の機能を速やかに回復するとともに、土地の形質の変更等によって周辺の地域に交通、用排水上の支障を来し、又は、土砂くずれ、溢水等による被害を及ぼす恐れのないように適切な措置を講ずること。
8. 開発行為（宅地造成工事）施行者または工事施行者は、別表に掲げる工事及び検査員が指示した工事について、次の各号に掲げるところにより工事工程届（別記様式その一により作成すること。）を県（都市計画課長）、県出先事務所の長、市町村長あてにそれぞれ 1 通を提出すること。

また、工事の記録写真の撮影、その他工事の施行状況を調査するため必要とする関係図書を整備し、検査員が検査上の必要から提出を求めたときは、これを提出すること。

(1) 工事工程届は、別表に掲げる (A) 欄（工事区分）の工事が (B) 欄の工程に達する 3

日前までに提出すること。ただし、検査員が指示した工事については、検査員の指示によること。

- (2) 工事の記録写真は、別表に掲げる(A)欄の工事が(B)欄の工程に達するごとに、その他検査員が指示した工事については指示した工程に達するごとに、当該部分の位置、構造、寸法等が設計図書に適合している状況が確認できる写真を撮影し、撮影年月日、その他必要事項を記入し、検査員に提出すること。ただし、検査員が必要ないと認めたもの及び工事完了後において外部から容易に確認できるものは、この限りでない。
9. 擁壁、人孔、その他相当の重量のある構造物を設置する場合、その施行に当たっては、設置される構造が当該箇所の地形、地質等に適合した設計であるか否か検討し、その安定性を確認したうえで施行すること。
10. 上記のほか、開発行為(宅地造成に関する工事)の施行に関する法令及び規則を遵守するとともに、工事の施行に当たって疑義を生じたときは県土整備部都市整備局長、又は検査員の指示を受けること。
11. 当該許可に係る工事に着手したときは、開発許可済みの標識(別記様式その二により作成すること。)を開発(施行)区域内の見やすい場所に表示すること。

「別表」

(A) 工事区分	(B) 工 程
擁 壁 工 事	1. 根切りを完了したとき。 2. 杭打、割栗石搗固めその他の基礎工事をするとき。 3. 基礎の配筋が完了したとき。 4. 壁の配筋が完了したとき。 5. 練積み造の場合、その前面の地盤の高さまで築造したとき。 6. 練積み造の場合、下端より3分の1の高さまで築造したとき。 7. その他検査員が必要と認める工程。
整 地 工 事	1. 軟弱な地盤の改良等の工事を行うとき。 2. 急傾斜面の段切りを行うとき。 3. 盲暗渠を敷設するとき。 4. その他検査員が必要と認める工程。
排水施設工事	1. 床掘りを完了したとき。 2. 杭打、割栗石搗固めその他の基礎工事をするとき。 3. 基礎の配筋が完了したとき。 4. 壁の配筋が完了したとき。 5. 管渠を敷設するとき。 6. その他検査員が必要と認める工程。
道 路 工 事	1. 路盤工事をするとき。 2. 舗装工事をするとき。 3. その他検査員が必要と認める工程。
貯水施設工事	1. 床掘りを完了したとき。 2. 杭打、割栗石搗固めその他の基礎工事をするとき。 3. 床版の配筋を完了したとき。 4. 壁の配筋が完了したとき。 5. その他検査員が必要と認める工程。
その他検査員が 指定する工事	1. 検査員が必要と認める工程。

第五号様式の四（第八条の四）

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住所

氏名

印

千葉県開発行為等規制細則第8条の4の規定により、工事の着手について、下記により届け出ます。

記

1 許可番号・許可年月日 第 号・ 年 月 日

2 開発区域に含まれる
地域の名称

3 工事着手年月日 年 月 日

4 工事完了予定年月日 年 月 日

5 現場管理者

氏 名

連絡先

電話番号

備考 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより押印を省略することができる。

別 表

別記様式その一

開発行為に関する工事工程届

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

印

許可番号・許可年月日	第 号	年 月 日
開発行為施行者氏名		
開発区域に含まれる地域の名称		
届出する工事の工程	工事の区分	工 程
摘 要		

開 発 許 可 済 み の 標 識

← 80 センチメートル以上 →

都市計画法第 29 条の規定による許可済み	
許可番号・許可年月日	第 号 年 月 日
開発行為施行者	住 所 氏 名
工事施行者	住 所 氏 名
開発区域に含まれる地域の 名称	
開 発 区 域 の 面 積	
工 事 期 間	
現場管理者 工事施行者又は工事 施行者の定めた者	氏 名
	連絡先 電話番号 ()

↑ 60 センチメートル以上 ↓

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名 印

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日
第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 第 号
※工事完了公告 年月日	年 月 日

- 備 考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。

公共施設工事完了届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名 印

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域
又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 第 号
※工事完了公告 年月日	年 月 日

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第六（第三十条関係）

開発行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

都道府県知事（指定都市の長・中核市の長・特例市の長） 印

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条の規定による開発許可の内容に適合している事を証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者の住所および氏名

別記様式第七（第三十条関係）

公共施設に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

都道府県知事（指定都市の長・中核市の長・特例市の長） 印

下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条の規定による開発許可の内容に適合している事を証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 工事を完了した公共施設が
存する開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設
- 4 許可を受けた者の住所及び氏名

(宅第 455 号)

様式第六

開発行為に関する工事（完了）検査復命書				
年 月 日				
知事 様 事務所長				
検査員職氏名 印				
私は命により下記工事を検査したところ、その概要は次のとおりでした。以上復命いたします。				
検査実施年月日		天	候	
立合者又は補助者 職 氏 名				
開発許可番号				
開発区域の名称				
開発行為施行者 住 所 氏 名				
工事施行者 住 所 氏 名				
検 査 内 容	工事区分	形状・寸法等	適否	指示事項、その他
備 考				

別記様式第八（第三十二条関係）

開発行為に関する工事の廃止の届出書			
			年 月 日
様			
届出者住所 氏名			印
都市計画法第 38 条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号			
月 日	第	号）	年
を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。			
記			
1 開発行為に関する工事を廃止した年月日			
			年 月 日
2 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の名称			
3 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の面積			

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(細則)

第六号様式（第十条第一項）

工事完了公告以前の建築（建設）承認申請書

都市計画法第 37 条第 1 号の規定により、開発行為に関する工事の完了公告以前の建築（建設）の承認を申請します。

千葉県知事 様 年 月 日

承認申請者 住所 氏名 ⑩

1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名			
	(2) 開発許可の番号及び年月日	第 号	年 月 日	
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称			
2 開発行為に関する工事の進行状況				
3 建築（建設）の概要	(1) 建築（建設）をしようとする土地の所在及び地番			
	(2) 建築（建設）をしようとする土地の面積			
	(3) 建築物（特定工作物）の構造および規模			
	(4) 建築物（特定工作物）の用途			
4 工事完了公告以前に建築（建設）しようとする理由				
※受付欄	区 分	市町村	事務所	課
	年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号	第 号	第 号

備考

- 2 欄には、整地工事、排水施設工事、道路工事、擁壁工事等の区分により、着手した工事について申請書提出の日における当該工事の完了又は工事中の別を記載すること。
- この申請書には、位置図、区域図、配置図（縮尺 500 分の 1 以上）、平面図（縮尺 200 分の 1 以上）及び 2 面以上の立面図（縮尺 200 分の 1 以上）を添付すること。
- ※印のある欄には、記載しないこと。

様式その二

副

工事完了公告以前の建築承認通知書

※ 承認 通知 欄	この申請書に係る開発行為に関する工事の完了公告以前の建築は、次の条件を付して承認したので通知します。	
	<p style="text-align: center;">第 号の 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>	
	条 件	
1 承認申請者住所および氏名		
2 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の氏名	
	(2) 開発許可番号および年月日	第 号の 年 月 日
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
3 建築の概要	(1) 建築しようとする土地の所在及び地番	
	(2) 建築しようとする土地の面積	
	(3) 建築物の構造および規模	
	(4) 建築物の用途	

備 考

- 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
- 2 この許可を受けても、建築物を建築しようとするときは、建築基準法による確認を別途受けなければならないので、注意すること。

(細則)

第七号様式（第十二条第一項）

市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、市街化調整区域内における建築物の建築の許可を申請します。					※手数料欄	
年 月 日						
千葉県知事 様						
許可申請者					住所	
					氏名 ⑩	
1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所および氏名					
	(2) 開発許可の番号および年月日		第 号 年 月 日			
	(3) 開発許可を受けた際に付せられた建築物の制限の内容		建ぺい率	高 さ	壁面の位置	その他
		延 建				
2 建築しようとする土地の所在及び地番						
3 建築物の概要			建ぺい率	高 さ	壁面の位置	その他
			延 建			
4 制限を超える建築物を建築しようとする理由						
※ 受付欄	区 分	市町村	事務所	課		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	番 号	第 号	第 号	第 号		

備 考

- この申請書には、位置図、区域図、配置図（500分の1以上）、平面図（200分の1以上）、2面以上の立面図（200分の1以上）その他知事が必要と認める図書を添付すること。
- ※印のある欄には、記載しないこと。

様式その三

副

市街化調整区域内における建築物の特例許可通知書

※ 許 可 通 知 欄	この申請書に係る建築物の建築については、許可したので通知します。					
	第 号の 年 月 日					
	(印)					
1	許可申請者住所および氏名					
2	(1) 開発許可を受けた者の住所および氏名					
	(2) 開発許可番号および年月日		第 号の 年 月 日			
	(3) 開発許可を受けた際に付せられた建築物の制限の内容		敷地面積に対する 建築面積の割合	高 さ	壁面の位置	その他
			延 建			
3	建築しようとする土地の所在及び地番					
4	建築物の概要		敷地面積に対する 建築面積の割合	高 さ	壁面の位置	その他
			延 建			

備 考

- 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
- 2 この許可を受けても、建築物を建築しようとするときは、建築基準法による確認を別途受けなければならないので、注意すること。

(細則)

第八号様式 (第十三条第一項)

予定建築物 (特定工作物) 以外の建築 (建設) 許可申請書

都市計画法第 42 条第 1 項の規定により、予定建築物 (特定工作物) 以外の建築物 (特定工作物) の <table border="1"><tr><td>新築 (新設)</td></tr><tr><td>改 築</td></tr><tr><td>用途の変更</td></tr></table> の許可を申請します。	新築 (新設)	改 築	用途の変更	※手数料欄
新築 (新設)				
改 築				
用途の変更				
年 月 日				
千葉県知事	様			
住所				
許可申請者				
氏名				
(印)				

1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名			
	(2) 開発許可の番号及び年月日	第 号	年 月 日	
	(3) 開発許可を受けた際の予定建築物 (特定工作物)			
2	建築等をしようとする土地の所在及び地番			
3	新築 (新設)、改築又は用途の変更後の建築物 (特定工作物) の用途			
4	3 の用途が都市計画法第 34 条第 1 号から第 12 号までに掲げる建築物 (特定工作物) のいずれに該当するかの記事及びその理由			
5	変更しようとする理由			
※ 受付欄	区 分	市町村	事務所	課
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	番 号			

備 考

- この申請書には、位置図、区域図、配置図 (500 分の 1 以上)、平面図 (200 分の 1 以上)、2 面以上の立面図 (200 分の 1 以上) その他知事が必要と認める書類を添付すること。この場合において改築又は用途の変更のときは、変更前の平面図及び 2 面以上の立面図を併せて添付すること。
- ※印のある欄には、記載しないこと。

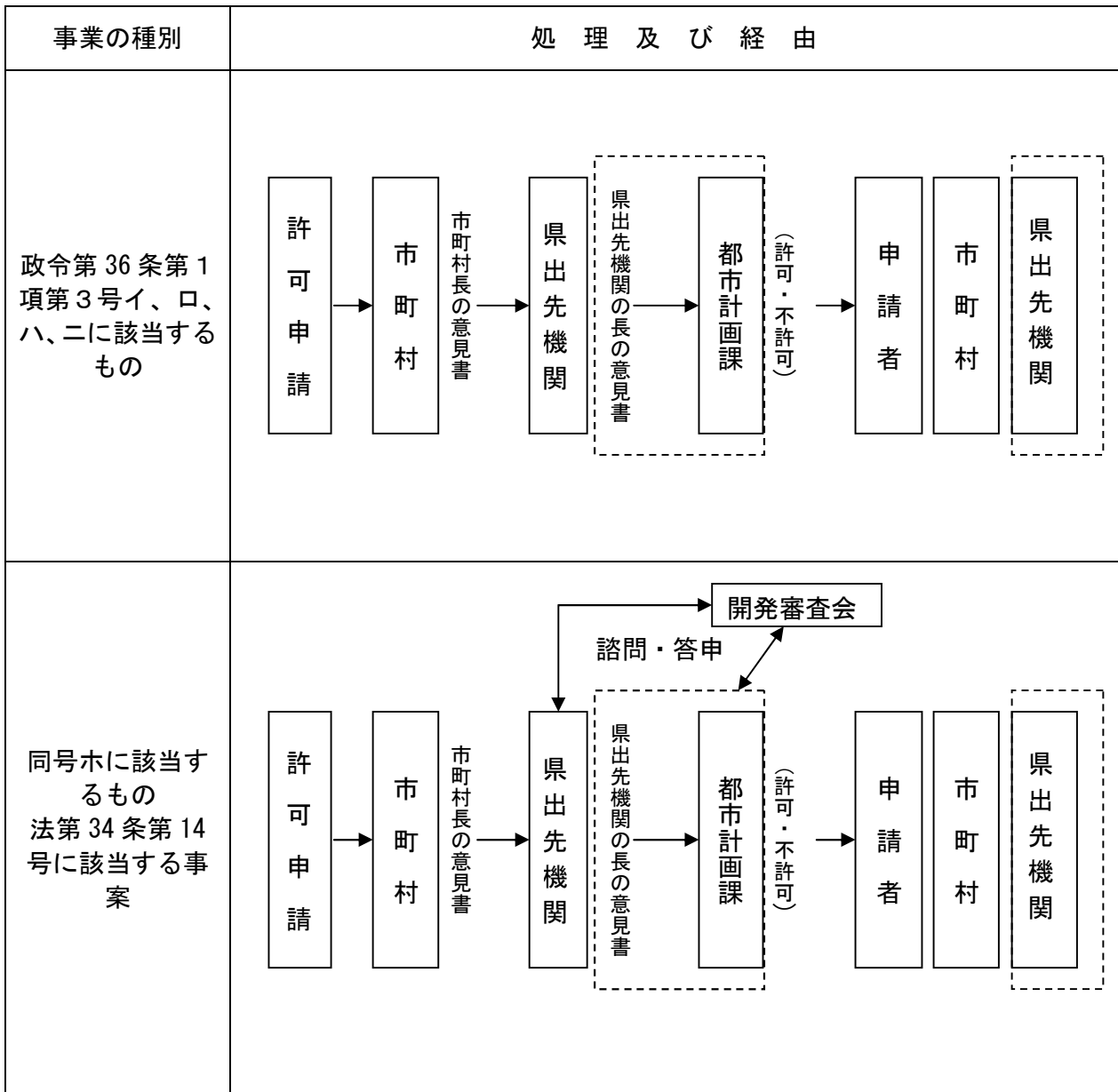
様式その四

副

予定建築物以外の建築等許可通知書

※ 許 可 通 知 欄	この申請書に係る建築物の _____ については、許可したので通知します。 _____ 第 _____ 号の _____ _____ 年 _____ 月 _____ 日	
1	許可申請者住所および氏名	
2 開 発 許 可 の 概 要	(1)開発許可を受けた者の住所および氏名	
	(2)開発許可番号および年月日	第 _____ 号の _____ 年 _____ 月 _____ 日
	(3)開発許可を受けた際の予定建築物	
3	建築しようとする土地の所在及び地番	
4	新築、改築又は用途の変更後の建築物の用途	
5	4の用途が都市計画法第34条第1号から第12号までに掲げる建築物のいずれに該当するかの記載およびその理由	
6	変更しようとする理由	

印



(注) [-----] は建築物の敷地面積が 1 ヘクタール以上の場合

ア 申請書の経由にあたって、市町村長及び県出先機関の長は、当該申請の内容に関し必要な意見をそれぞれの意見書に記載し、申請書に添付のうえ進達することとする。なお、それぞれの意見書の様式は、次に掲げるところによる。(昭和 45 年 9 月 22 日付け 宅第 455 号別記様式第一)

イ 許可の通知等は、開発許可における許可の通知等の例による。

(市町村長の意見書の様式)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請に対する意見書

別紙申請に関する意見は、次のとおりです。

年 月 日

市 町 村 長

申請者（法人の場合は法人）の住所および氏名				
申請地の名称		申請地の面積		
申請にかかる建築物等の用途（具体的に）				
法第 34 条第 13 号（政令第 36 条第 1 項第 3 号二） 該当の場合は届出年月日及び目的		年 月 日		
し尿収集 処理対策 の支障の 有無		建築物の用途 に関する意見		
汚水処理 対策（下水 処理を含 む。）の支 障の有無		総合意見		
接続道路	公道			
	私道			敷地延長による私道 道路位置指定（有、無）

(県出先機関の長の意見書の様式)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設許可申請に対する意見書

本件建築等許可申請に対し、次のとおり意見を付する。

年 月 日
県出先機関の長

排水 関係	
道路 関係	
その 他の 事項	

別記様式第九（第三十四条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により、 {建築物 第一種特定 工作物} の {新築 改築 用途の変更 新設}		※手数料欄
の許可を申請します。 年 月 日 様 許可申請者住所 氏名 印		
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5	その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

様式その五

副

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書

※許可通知欄	この申請に係る { 建築物 第一種特定 工作物 } の については、許可したので通知 します。 第 号 年 月 日 千葉県知事 (所長) ⑩
1	許可申請者住所及び氏名
2	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積
3	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途
4	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途
5	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由
6	その他必要な事項

備考

1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 この許可を受けても { 建築物
第一種特定
工作物 } の { 建築(改築)
新設 } をしようとする

には、建築基準法による確認を別途受けなければならないので、注意すること。

(細則)

第九号様式(第十四条)

許 可 承 継 届 出 書

千葉県知事		様		年	月	日	
		届出者 住所 氏名		印			
都市計画法第 44 条の規定により許可に基づく地位を承継したので、届け出ます。							
1 許 可 の 概 要	(1) 許可を受けた者の住所 及び氏名						
	(2) 許可の番号及び年月日	第	号	年	月	日	
	(3) 許可に係る土地の表示又 は地域の名称						
2 届 出 前 の 承 継 の 経 過	被承継者の住所及び氏名			承 継 年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
3 届出に係る承継年月日			年 月 日				
4 承 継 の 原 因							
※受付欄	区 分	市町村		事務所		課	
	年月日	年	月	日	年	月	日
	番 号	第	号	第	号	第	号

備 考

- 1 1の(3)欄は、法第29条の許可(開発許可)の場合は開発区域に含まれる地域の名称を、法第43条の許可(建築等許可)の場合は土地の表示(所在、地番及び面積)を記載すること。
- 2 この届出書には、相続による承継にあっては被承継者の除籍謄本及び承継者の戸籍謄本を、法人の合併による承継にあっては合併後の法人の登記事項証明書を添付すること。
- 3 ※印のある欄には、記載しないこと。

(細則)

第十号様式 (第十五条第一項)

開発許可承継承認申請書

都市計画法第45条の規定により、開発許可に基づく地位の承継の承認を申請します。				※手数料欄	
年 月 日					
千葉県知事		様		承認申請者 住所 氏名 ⑩	
1 開発許可の概要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名				
	(2) 開発許可の番号及び年月日		第 号 年 月 日		
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称				
2 申請前の承継の経過	被承継者の住所及び氏名			承 継 年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
3 承認申請に係る権原を取得した年月日					
4 取得した権原の内訳					
※受付欄	区 分	市町村	事務所	課	
	年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	番 号	第 号	第 号	第 号	

備 考

- この申請書には、取得年月日を証する書類（土地の登記事項証明書等）、住民票の写し及び所得税の納税証明書（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び法人税に関する納税証明書）並びに事業経歴書を添付すること。この場合において、自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為にかかる申請の場合にあっては、取得年月日を証する書類及び住民票の写しのみを添付すること。
- ※印のある欄には、記載しないこと。

様式その6

許 可 承 継 承 認 通 知 書

※ 許 可 通 知 欄	この申請書に係る開発許可に基づく地位の承継については、承認したので通知 します。 第 号の 年 月 日 千葉県知事 事務所長 ㊟	
1	承認申請者住所及び氏名	
2 開 発 許 可 の 概 要	(1) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	(2) 開発許可の番号及び年月日	
	(3) 開発区域に含まれる地域の名称	
3 申 請 前 の 承 継 の 経 過	被承継者の住所及び氏名	承継年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
4	承認申請に係る権原を取得した年月日	
5	取得した権原の内訳	

備 考 ※印のある欄は、記載しないこと。

細則第十一号様式（第十六条）

登録番号

開発許可番号		年 月 日 第 号				承 継 年 月 日							
開発許可を受けた者の住所及び氏名						許 づ の 承 継 に 地 位 基 礎	承継人の住所及び氏名						
工事施行者の住所及び氏名													
開発区域に含まれる地域の名称						工 行 事 者 の 変 更	変更許可番号						
開発区域の面積		m ²	市街化区域	m ²	市街化調整区域		m ²	変更後の工事施行者の住所氏名					
用途地域				空地		予定建築物（特定工作物）の用途							
土況別地（概要） （地要現目）	区分	宅地	農地	山林	その他	計	工事着手予定年月日		年 月 日	工事完了予定日	年 月 日		
	面積						法第41条第1項の制限の内容						
	比率												
設 計 の 内 容	土 地 利 用 画	区分	宅地	公共用地	未利用地	その他	計	年 月 日 第 号		設 計 変 更 の 内 容			
		面積						年 月 日 第 号					
		比率						年 月 日 第 号					
	公 備 共 施 設 計 整 画	区分	道路敷地	水路及び下水道敷地	公園及び緑地等用地	消防用貯水施設用地	その他	計	年 月 日 第 号				
		面積							年 月 日 第 号				
比率							年 月 日 第 号						
計	都市計画街路				その他の都市計画施設		法第37条第1号の承認番号		年 月 日 第 号	内容			
	その他の施設						法第41条第2項ただし書の許可番号		年 月 日 第 号	内容			
道 路	幅員構成	主要道路 m、 m、 m その他の道路 m 取付道路 m				法第42条第1項ただし書の許可番号		年 月 日 第 号	内容				
	路面仕上	コンクリート舗装、アスコン舗装、簡易舗装、その他（ ）				法第42条第2項の協議成立番号		年 月 日 第 号	内容				
内 容	上水道	公営（ ）・専用・小規模・自家（ ）人				備考		補助用紙番号					
	下 水 道	雨水	U字溝（ ）・管渠（ ）		地区外接続（ ）		区 分 工 区 及 び 面 積	完了検査年月日		検 査 済 証		完了公告年月日	
		汚水	L型溝（ ）・柵渠（ ）		地区外接続（ ）			交付年月日		番 号	年 月 日	番 号	年 月 日
			公共下水道（ ）		汲み取り・処理場（ ）・浄化槽（ ）		m ²		年 月 日	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号
			公園 箇所 m ² （中央公園 m ² ）		緑地 箇所 m ²		m ²		年 月 日	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号
			公園 箇所 m ²		緑地 箇所 m ²		m ²		年 月 日	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号
消 防 水 利		貯水槽 箇所・消火栓 基		ごみ処理施設		m ²		年 月 日	年 月 日	第 号	年 月 日	第 号	

千葉県開発登録簿閲覧規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 38 条第 2 項の規定により、千葉県開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における千葉県開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧手続)

第 2 条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧申請簿に閲覧者の住所及び氏名を記入し、知事の承認を得なければならない。

(閲覧の日時等)

第 3 条 登録簿の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

三 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 登録簿の閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

3 前各項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、知事の承認を得て、第 1 項の閲覧日以外の日又は前項の閲覧時間以外の時間に閲覧することができる。

4 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の理由により、閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。

(登録簿の移動の禁止)

第 4 条 閲覧者は、登録簿を閲覧所以外の場所に移動させてはならない。

(閲覧の拒否)

第 5 条 知事は、次の各号の一に該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

一 この規則の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者

二 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(登録簿の写しの請求)

第 6 条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿写し交付申請書（別記様式）を知事に提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和 45 年 9 月 8 日千葉県規則第 58 号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和 53 年 4 月 1 日千葉県規則第 18 号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和 58 年 4 月 1 日千葉県規則第 37 号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成4年7月3日千葉県規則第88号〕

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則〔平成12年3月31日千葉県規則第58号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成20年3月31日千葉県規則第44号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成23年7月5日千葉県規則第92号〕

この規則は、平成23年7月13日から施行する。

閲覧申請簿

氏 名	住 所	*備 考

* 処理欄 申請日 年 月 日 担当

別記様式（第六条）

開 発 登 録 簿 写 し 交 付 申 請 書					
千葉県知事 様			年 月 日		※ 手数料欄
			申請者 住 所 氏 名		
都市計画法第 47 条第 5 項の規定により、開発登録簿の写しを交付されたく申請します。					
開 発 許 可 の 概 要	1	開発許可を受けた者の住所及び氏名			
	2	開発許可の番号及び年月日			
	3	開発区域に含まれる地域の名称			
4		写し交付申請部数			
5		写しの交付申請の理由			
※ 処 理 欄	交 付 年 月 日		取 扱 者		
	交 付 番 号				

備 考

- 1 ※印のある欄には、記載しないでください。
- 2 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 3 手数料の額は、写し 1 枚につき 470 円ですが、登録簿付図の規格が定められていないので、図面の枚数が一定していませんから注意してください。

別記様式その一

正	開発行為又は建築に関する証明書交付申請書	
千葉県知事	様	年 月 日
		申請者 住所 氏 名 ⑩
都市計画法施行規則第 60 条の規定により、次の事項に係る証明書の交付を申請します。		
1	建築物の敷地となる土地の名称	
2	敷地面積	実測 m ²
3	都市計画法の適合条項	
4	都市計画法の適合条項の内容	
5	開発行為の有無	伴う (m ²) ・ 伴わない
6	予定建築物の用途・構造・規模	
7	農地転用許可の有無	不要 有 ・ 無
8	その他必要な事項	

備考

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 この申請書には、建築理由書、計画図、(位置図、案内図、配置図、建築物の平面図・立面図)、その他必要な書類及び図面を添付してください。

副	開発行為又は建築に関する証明書
<p>※ 下記の建築物の建築は、都市計画法第 条第 項第 号の規定に適合していることを証明します。</p> <p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 印</p>	
1 申請者住所氏名	
2 建築物の敷地となる土地の名称	
3 敷地面積	実測 m ²
4 都市計画法の適合条項	
5 都市計画法の適合条項の内容	
6 開発行為の有無	伴う (m ²) ・伴わない
7 予定建築物の用途・構造・規模	
8 その他必要な事項	

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 2 この申請書には、建築理由書、計画図、(位置図、案内図、配置図、建築物の平面図・立面図)、その他必要な書類及び図面を添付してください。

様式その二

(建築確認申請書添付書類)

開発行為等に関する申告書								
1 申告書提出年月日	年 月 日			7 建 築 の 区 分	ア 新 築 イ 用途の変更を伴う改築 ウ 用途の変更を伴わない改築 エ 増 築			
2 建築確認申請者 住所及び氏名	印							
3 敷地となる土地を含む区域 の都市計画の区域区分	ア 市街化区域 イ 市街化調整区域		ウ 非線引区域					
4 敷地となる土地の面積	㎡	8 建築(新築・改築・増築) 床面積		㎡				
5 建築を行うために開発行為 を伴うことの有無	ア 伴う イ 伴わない		9 用途の変更を伴う改築床面積		㎡			
6 開発行為を伴う場合の 開発区域の面積	㎡	10 建築物の用途						
11 敷地となる土地の表示	所 在		地 番	地 目	面 積		㎡	
12 都市計画法第二十九条または第四十三条に関する事項	(1) 市街化区域・調整区域・非線引区域共通	ア 都市計画法第29条第3号に規定する公益施設の建築		(2) 市街化区域・非線引区域	ア 建築(ア) 土地区画整理事業区域内			
		イ 都市計画施設の整備に関する事業区域内における建築			イ (イ) 工業団地造成事業区域内			
		ウ 市街地開発事業でない土地区画整理事業区域内における建築			ウ (ウ) 新住宅市街地開発事業区域内			
		エ 公有水面埋立事業竣功許可前の土地における建築			エ (エ) 市街地再開発事業区域内			
		オ 非常災害のための必要な応急措置としての建築			イ 既存(従前)建築物の敷地における建築			
		カ 車庫・物置等附属建築物の建築			ウ { [3000平方メートル(政令で定める規模)] } { 1000平方メートル(政令で定める規模) } 未満の造成地 (道路位置指定等)における建築			
	(4) 市街化調整区域内	キ 開発許可を受けた造成地における建築		(3) 市街化調整区域	ア 法第43条の許可を受けた建築物の建築			
		ク 住宅地造成事業認可等を受けた造成地における建築			イ 開発行為を伴わない増築			
					ウ 用途の変更を伴わない改築			
					エ 政令第20条第1号から第4号までの農林漁業用建築物			
		ア 農林漁業用住宅または政令第20条第5号の90平方メートル以内の農林漁業用建築物						
		イ 物品の販売等を行う50平方メートル以内の店舗、事業所等で業務用の面積が2分の1以下(開発行為を行う場合は、敷地100平方メートル以内)のもの建築(政令第22条第6号、第35条第3号)						
		(5) { [非線引区域内] } { 市街化区域内 } で(1)および(2)以外 { [3000平方メートル(政令で定める規模)] } { 1000平方メートル(政令で定める規模) } 以上の開発行為を伴う建築物の建						
		(6) 市街化調整区域内で(1)から(4)までに掲げる土地の区域以外の土地における建築または(1)から(4)までに掲げる建築物以外の建築						
		摘 要						
13 農地転用の許可または届出受理の番号および年月日								
※ 認 欄	上記事項につき確認したところ			1 都市計画法第3章第1節の規定に適合すると認める。 2 別途、知事の発行する証明書の添付を必要と認める。 3 都市計画法に基づく許可(第 条)を受ける必要を認める。				
	市町村開発許可担当部課		部長		課長		係長 主任	年 月 日
	土木事務所		所長		課長		主任	年 月 日

備 考

- この申告書は、都市計画法施行規則第60条に代えるものです。(12の(4)欄については、別途証明書必要)
- ※印のある欄は記入しないこと。
- 3・5・7および12の欄は、該当するものの記号を丸で囲むこと。
- 4の(4)欄に該当するものは、別途知事の証明書を受けてから建築確認を受けること。
- 5の(6)欄に該当するものは、別途許可を受けてから、建築確認を受けること。
- 12の摘要欄には、許可・認可・検査等、関係する手続きについて、番号・年月日等(開発許可にあつては、予定建築物、その他の条件等を含む。)必要な事項を記載すること。
- この申告書の提出にあたっては、建築確認申請者自身で所要の事項を記載し、その記載事項について市町村開発許可担当部課の確認を受けてから、建築確認申請書に提出してください。
- 非線引区域とは、市街化区域、市街化調整区域の指定のない都市計画区域をいう。

(細則) 第一号様式 (第四条)

第二種特定工作物の建設に係る開発行為事前協議書

千葉県開発行為等規制細則第4条の規定により、次のとおり協議します。							年	月	日
千葉県知事			様			申請者 住所			
						氏名 印			
開発事業の名称						施工者住所氏名			
開発区域の位置						開発区域の規模			
開 発 事 業 計 画 概 要									
開発区域の現況	地目	宅地	農地	山林	その他	計	緑地計画		
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
	%	%	%	%	%				
(現況概要)							施設計画		
計画の目的							防災、保全計画		
設計の方針									
人口計画							その他		
交通計画							(添付図書) 1 開発区域位置図 (二万五千分の一以上) 2 土地利用現況図及び計画図 (二千五百分の一以上) 3 開発事業計画概要書 4 開発区域の所在する市町村との協議経過を記載した書類		
用水計画									
排水計画									

(細則) 第一号様式の二 (第四条)

第二種特定工作物以外の建設等に係る開発行為事前協議書

千葉県開発行為等規制細則第4条の規定により、次のとおり協議します。						
年 月 日						
千葉県知事 様						
申請者 住所 (施行者) 氏 名 ㊟						
開発事業の名称				施工者住所氏名		
開発区域の位置				開発区域の規模		
開 発 事 業 計 画 概 要						
人 口		人				
密 度		人/ha				
住宅の戸数	高 層	約	戸	㎡/戸		
	中 層	約	戸	㎡/戸		
	低 層	約	戸	㎡/戸		
配 置 の 方 針	道 路					
	公 園					
	緑 地 未 利 用 地					
	そ の 他 の 公 共 施 設					
	公 益 的 施 設					
	住 宅					
土 地 利 用 計	種 別	面 積	比 率	備 考		
	公 道	ha	坪	%		
	公 園					
	その他の公共施設					
地 小 計						

画 書 用 地	公	教 育 施 設				
	益	商 業 施 設				
	用	その他の公益施設				
	地	小 計				
	そ	住 宅 施 設				
	の	未 利 用 地				緑地 ()
	他	小 計				
	計				100%	

位置図（1/25,000以上）、土地利用計画図（1/2,500以上）は別添のとおりである。なお、開発事業計画に関する概要説明書は参考として添付します。

記載上の注意

- 1 「開発区域の位置」は、町丁目又は字まで記載すること。
- 2 「開発区域の規模」は、ヘクタール単位で小数点以下第1位まで記載すること。
- 3 「戸数」は、10戸単位で記載すること。
- 4 「道路」は、団地取付け道路については主要道路及び取付け道路の名称、幅員及び主要道路までの距離を、都市計画街路については名称、幅員、延長を、その他の幹線街路等についてはおよその位置及び規模、区画街路・緑道等については幅員及び配置の方針を簡明に記載すること。
- 5 「公園」は、近隣公園、児童公園、プレイロット等の面積及び配置の方針を簡明に記載すること。
- 6 「緑地・未利用地」は、面積及び配置の方針を簡明に記載すること。
- 7 「その他の公共施設」は、下水道、上水道、汚水処理施設、ゴミ焼却場その他必要な施設のおよその位置、規模等について簡明に記載すること。
- 8 「公益的施設」は、学校、幼稚園、保育所、管理事務所、購売施設その他の共同利用施設のおよその位置、規模、箇所数等で必要なものの配置の方針を簡明に記載すること。
- 9 「住宅」は、近棟間隔、壁面の位置の限度、境界線までの距離及び賃貸、分譲の戸数等を簡明に記載すること。

(細則) 第十二号様式の二 (第十七条の二)

180 センチメートル程度

都市計画法による命令の公示

(土地又は工作物等の) 所在地

命令を受けた者の氏名

この(土地又は工作物等)は都市計画法に違反しているので 年 月
日付けで、同法第 81 条により を命じた。

注

- 1 この標識を毀棄した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、 を行つた場合は罰せられます。
- 3 年 月 日(電気事業者名、ガス事業者名、水道事業者名)に
対して(電気、ガス、水道)の供給の申込みの承諾を保留するよう要請し
ています。

年 月 日

千葉県知事

90
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
程
度

(細則) 第十四号様式 (第十九条)

(表)

← 9センチメートル →		5.5 センチメートル
第 号	交付 年 月 日 有効期間 1 箇 年	
所 属		
職 名	氏 名 生年月日 年 月 日生	
立 入 検 査 証		
千葉県知事 印		

(裏)

この証票を携帯する者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づき、開発区域又は建築工事現場等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。

都 市 計 画 法 抜 粹

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(注) この証票は、都市計画法第3章第1節の施行に関してのみ用いるものです。

